

## （本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 4月の主な成立法令
3. 4月の主な発刊書籍一覧（私法部門）
4. 4月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）
5. 発刊書籍＜解説＞

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

## 【民事】

- (1) 最一判平成13年10月25日金法1638号37頁  
抵当権に基づき物上代位権を行使する債権者は、他の債権者による債権差押事件に配当要求をすることによって優先弁済を受けることはできない。（2001年11月26日7号1番で紹介済み）
- (2) 最一判平成13年11月22日金法1637号58頁  
土地の売買契約において、売買契約書上は、売買物件の表示として公簿面積のみが記載されている場合でも、買主と売主とが売買契約の代金額を坪単価に面積を乗じる方法により算定することを前提にして、その坪単価について折衝し、代金額の合意に至ったという経緯があり、かつ、買主が、仲介業者に対して土地の実測図面を要求するなどの判決の事情のもとでは、売買契約上、本件土地が公簿面積どおりの実測面積を有することが表示され、実測面積を基礎として代金額が定められたというべきであるから、当該売買契約は、数量指示売買に当たるとされた事例。（2001年12月28日8号4番で紹介済み）
- (3) 最三判平成14年3月12日 最高HP 平成12年（受）第890号 配当異議事件  
抵当権の物上代位の目的債権について、転付命令が第三債務者に送達される時までに抵当権者による差押えがされなかったときは、転付命令は、その効力を妨げられない。
- (4) 最一判平成14年3月28日 最高HP 平成12年（受）第836号 取立債権請求事件  
敷金が授受された賃貸借契約に係る賃料債権につき抵当権者が物上代位権を行使してこれを差し押さえた場合において、当該賃貸借契約が終了し、目的物が明け渡されたときは、賃料債権は、敷金の充当によりその限度で消滅する
- (5) 最一判平成14年3月28日 最高HP平成11年（受）第1220号建物明渡等請求事件  
転貸により収益を得ることを目的として締結された事業用ビルの賃貸借契約が賃借人の更新拒絶により終了した場合であっても、賃貸人が転貸借の締結に加功し、転借人による本件転貸部分の占有の原因を作出したものであるから、賃貸人は、信義則上、本件賃貸借の終了をもって転借人に対抗できないとした事例。
- (6) 福岡高判平成13年7月19日判タ1077号72頁（筑豊じん肺訴訟控訴審判決）
  - 1 炭鉱で粉じん作業に従事したじん肺に罹患した従業員ら及び下請け企業の従業員の、当該炭鉱を経営していた企業等に対する安全配慮義務違反が認められた事例。
  - 2 複数の雇用先において粉じん職歴を有するものうち、被告企業での粉じん作業で症状に何らかの悪影響を及ぼすことは否定できないが単独ではじん肺を発症させるとは考えられない短期就労者について、就労期間に応じて、被告企業の責任を限定した事例。
  - 3 労働者がじん肺に罹患したことについて、国の規制権限の不行使に基づく国家賠償法上の責任を肯定した事例。
  - 4 安全配慮義務違反によってじん肺に罹患し、これが原因で死亡したことを理由とする損害賠償請求権の消滅時効は、死亡の時から進行するとし、本件の個別事情を考慮し、安全配慮義務を負っていた被告企業による消滅時効の援用が、権利濫用にあたることとした事例。
- (7) 東京高判平成13年10月16日判時1772号57頁 東京高裁平成13年（ネ）2970号  
交通事故で死亡した女子年少者の逸失利益の算定に関し、賃金センサスに示されている賃金格差は、現実の賃金の実態を反映したものであり、この格差が近い将来に解消するとは認められないなどとして、賃金センサスにおける男女を合わせた全労働者の平均賃金を基礎収入とすべきであると主張した控訴人の主張を斥け、女子労働者の平均賃金をもって基礎収入とした事例。
- (8) 東京高判平成14年1月16日判時1772号17頁 東京高裁平成13年（ネ）2434号  
外国要人による講演会を企画した大学が、講演会参加申込者の同意を得ず、法令上の根拠もないのに申込者の氏名、学籍番号、住所及び電話番号並びに本件講演会の参加申込者であることが記載された名簿を警視庁に提出した行為は、申込者らのプライバシーの権利を侵害する行為に当たり、本件個人情報の開示については、これについて申込者らの同意を得ないことがやむを得ないと考えられるような事情がないという点で、その違法性は阻却されないものというべきであるとしつつ、本件個人情報の開示が違法であることが本件訴訟において認められるならば、申込者らの被った精神的損害のほとんどは回復されるものと考えられるなどとして、いわゆる名目的な損害賠償として慰謝料各1万円の支払いを命じることで足りるとした事例
- (9) 東京地判平成12年1月26日判タ1077号208頁  
主債務者がいわゆる商工ローン業者から既存債務300万円に加えて200万円の融資を

受け、保証人が主債務者のために500万円の根保証契約書に署名押捺したものであるところ、商工ローン業者の契約担当者が保証人に対し既に貸付した300万円については別の保証人がいるなどと述べ保証が200万円に限られるかの誤解を助長するような曖昧な説明をしていたこと、保証人が自分で支払える200万円の限度で保証を申し出たことなど保証契約締結の経過から、500万円の根保証のうち200万円を超える部分は錯誤無効というべきであるとし、同時に、契約担当者が貸付当時主債務者が多額の借金を抱え返済能力がないことを知りつつ巨額の貸付を行ったことは過剰貸付金等の禁止（貸金業法13条）の規定の趣旨からみて不相当であるとして、これら一連の状況からみて本件の商工ローン業者が保証人に500万円を請求することは信義則上許されないと判示した事例。

(10) 東京地判平成13年4月25日判タ1076号281頁

被告が作成し、別件訴訟に提出された本件陳述書は、その内容が原告の社会的評価を低下させるものということができるが、客観的事実と合致し、真実を記載したものであるから、その違法性は阻却され、不法行為には当たらない。

(11) 東京地判平成13年4月27日金法1637号74頁

消滅時効の完成した債権は、債務者の時効援用の意思表示がない限りにおいて存続するという不確定な状況に陥るところ、債権者は、債務者に対し、訴訟提起以外の方法で消滅時効を援用するかどうかを問おうとしても、債務者が行方不明であったり、債務者が態度を明らかにしない場合には、債務者が消滅時効を援用するかどうかを確知することができない。そこで、消滅時効を援用するか否かを確認訴訟の提起によって債務者に問うことは、不安定な債権者の立場を法律上明確にさせる点で、債権者の権利保護に資すると解され、かつ、このようにしていったん確認訴訟を提起してその確認判決が確定すれば、確定判決が有する既判力の遮断効により、債務者は請求異議の訴えの中で消滅時効を援用することは不可能となるのであるから、債権者が改めて確認判決を得ることは意味がある。よって、前訴給付判決により確定した債権について消滅時効が完成した後に、その債権の存在を確認するために提起された訴訟には、訴えの利益が認められる。

(12) 東京高決平成13年6月22日判タ1077号286頁

抵当権に後れる長期建物賃貸借契約が法定更新により期間の定めのない建物賃貸借契約となった後に、抵当権実行による差押がなされた場合において、当該期間の定めのない建物賃貸借は民法395条の短期賃貸借に該当するとした事例。

(13) 札幌地判平成13年8月30日判時1769号93頁 札幌地裁平成12年（ワ）5206号

定期預金金利が平成10年には年0.25パーセントに至り、現在においても大きく上昇する兆しが認められないことなどから、交通事故により負傷した被害者の逸失利益の算定に当たっては、中間利息の控除割合を症状固定後5年間は年3パーセント、その後の42年間は年5パーセントとするのが相当であるとされた事例。

#### 【商事】

(14) 東京高判平成13年10月1日判時1772号139頁 東京高裁平成13年（ネ）2529号

ゴルフ場を運営する会社が実質的に同一の商号と認められる別会社にゴルフ場の運営を引き継がせたケースにつき、当該引継が営業の賃貸借に当たり、賃借人が商法26条1項の責任を負うとされた事例。

(15) 東京高判平成13年12月11日判時1774号145頁 平成13（ネ）1531号事件

三洋証券に対して貸金債権を有していた銀行が、三洋証券の保有する自行発行の金融債（社債）と貸金債権とを相殺したのに対して、三洋証券の破産管財人が相殺の効力を争って社債の償還を求めた事例。東京高裁は、社債を受働債権とする相殺が社債の集団性・定型性と相容れないなどの理由により相殺を認めず、管財人の請求を認容した。

#### 【知財】

(16) 最二判平成14年3月25日 最高HP平成13年（行七）第154号 特許取消決定取消請求事件

特許権の共有者の1人は、特許異議の申立てに基づき当該特許の取消決定がされたときは、単独でその取消訴訟を提起することができる。

(17) 東京地判（中間）平成13年5月25日判時1774号132頁 平成10（ワ）10047, 25582号事件 中間判決

国内に実在する自動車の詳細な情報を含むデータベースについて、創作性がないとして著作権の成立を認めなかったが、原告が開発に5億円以上も投じたデータベースを被告がそのまま複製して自らのデータベースに組み込んだ行為は、公正かつ自由な競争として許される範囲を基だしく逸脱し、原告の営業活動を侵害するものとして不法行為が成立するとした中間判決を下した事例。

(18) 東京地判平成13年6月13日判タ1077号276頁

原告が米国の作曲家の著作した英語版演劇台本を翻訳し、二次的著作物である翻訳台本につき著作権及び著作者人格権を取得したところ、被告が著作した書籍の中で原告の翻訳部分を3頁に渡り掲載したが掲載にあたり原告の許諾を得ず翻訳者として原告の氏名を表示しなかった事案で、本件では、（1）本件書籍の目的・主題・構成・性質（2）引用複製された原告翻訳部分の内容・性質・位置づけ（3）利用の態様・原告翻訳部分の本件書籍に占める分量等を総合的に考慮すると、被告の引用は公正な慣行に合致するとはいえず、また、引用の目的上正当な範囲内で行われたということもできず、被告の引用は著作権法32条1項で認められた引用とはいえないとして、被告の掲載が著作権（複製権）侵害に当たるとした事例。

(19) 東京地判平成14年3月19日 最高裁HP 平成11（ワ）23945 特許権 民事訴訟事件

パチスロ機の特許権侵害による損害賠償額の算定について特許法102条1項の解釈が問題となった。特許法102条1項は、排他的独占権という特許権の本質に基づき、侵害品と権利者製品が市場において補完関係に立つという擬制の下に設けられた規定であり、侵害品の販売による損害を特許権者の市場機会の喪失ととらえるので、取引者・需要者において、侵害品を購入する動機として、特許発明の実施品であるという点に加えて、付加的機能や低価格が存在したとしても、そのような事情は、特許権者の損害額を減額する理由とはならず、また、市場において侵害品以外に権利者製品と競合する代替品が存在していたとしても、侵害者は、そのような競合製品の存在にかかわらず、これとの競争の下で一定の数量の侵害品を販売し得たのであるから、権利者製品も特許発明の実施品という点で侵害品と同一の性能を有する以上、特許権者においても、同一の条件の下で、これと同一の数量の権利者製品の販売が可能であったというべきである、と判断した。

(20) 東京地判平成14年3月25日 最高裁HP平成11(ワ)20820等 著作権 民事訴訟事件  
アニメーション「宇宙戦艦ヤマト」の著作権について、漫画作家およびプロデューサーの寄与が争われた。アニメ映画においては、映像が作品の重要な特徴として認識される面があることは否定できないが、漫画作家は、設定デザイン、美術、キャラクターデザインの一部の作成に関与したけれども、プロデューサーの製作意図を忠実に反映したものであって、本件著作物の製作過程を統轄し、細部に亘って製作スタッフに対し指示や指導をしたというのではなく、製作の過程で行われたスタッフミーティング、ブレンスティング、全体会議などにある程度は出席したものの、すべてに出席したわけではないので映画の著作物を漫画作家が著作したとはいえない。プロデューサーがこれまでの宇宙戦艦ヤマトシリーズにおいて各作品を製作した経緯とをあわせ考慮すると、「宇宙戦艦ヤマト」の全体的形成に寄与したのはプロデューサーであって、漫画作家ではないと判断した。

(21) 東京地決平成14年4月9日 最高裁HP平成14(ヨ)22011 著作権 民事仮処分事件  
ピア・ツー・ピア技術を用いた「ファイルローグ」(File Rogue)という名称の電子ファイル交換サービスにおいて、MP3形式によって複製された電子ファイルを送受信の差止めを求めた事件。本件サービスは、送信者が、市販のレコードを複製したファイルが大多数を占めているMP3ファイルを、送信可能化状態にするためのサービスという性質を有すること、本件サービスにおいて、送信者が本件各MP3ファイルを含めたMP3ファイルの送信可能化を行うことは債務者の管理の下に行われること、債務者も自己の営業上の利益を図って、送信者に上記行為をさせていたことから、本件各レコードの送信可能化を行っているものと評価でき、債権者らの有する送信可能化権を侵害していると解するのが相当である、として差止めを認めた。

#### 【民事手続】

(22) 最一決平成13年12月13日判時1773号26頁、金法1638号31頁

仮執行宣言付判決に対して上訴に伴う強制執行停止又は既にした執行処分の取り消しがなされた後、債務者が破産宣告を受けた場合には、その強制執行停止等がなされなかったとしても仮執行が破産宣告当時までに終了していなかったとの事情がない限り、債権者は強制執行停止等により損害をこうむる可能性がある。したがって、仮執行宣言判決に対する上訴に伴い担保を立てさせて強制執行停止等がされた場合において、担保提供者が破産宣告を受けたとしても、その一事をもって、「担保の事由が消滅したこと」(その後の訴訟手続において担保提供者の勝訴判決が確定した場合又はそれと同視すべき場合)に該当するということとはできない。

(23) 最三判平成13年12月18日判時1773号13頁

破産管財人が破産者が債権者に行った担保供与契約及び同供与につき否認権を行使して、被告により処分された担保供与財産相当額の価額償還を求めたことに対して、被告が破産者との銀行取引契約に基づき、破産者への貸付債権を自動債権として、本件金融債券元利合計金及び自由金利型定期預金元利金を含む債務を受働債権として相殺した行為について、有価証券に表章された金銭債権の債務者は、その債権者に対して有する弁済期にある自己の金銭債権を自動債権とし、有価証券に表章された金銭債権を受働債権として相殺をするに当たり、有価証券の占有を取得することを要しない。

(24) 東京高判平成13年10月30日金法1639号124頁

抵当証券発行特約のある抵当権に基づく競売については、消費貸借契約上の期限の利益喪失約款の適用がなく、弁済期の到来した割賦債権額のみを請求債権とすることが、本件競売申立て当時の競売実務の取扱いであり、その競売実務に従って被担保債権の一部を請求債権額として記載した債権者は、それが実務の取扱いの変更時期であったとの事情があるとしても、配当の段階に至って請求債権を拡張することは、禁反言の原則に抵触して信義則に反し許されないとされた事例。

(25) 広島地決平成13年12月11日金法1638号43頁

1 信販会社が加盟店契約の締結に際して加盟店審査のために作成所持するマニュアル等の資料及び加盟店審査基準を記載した文書、並びに、信販会社が加盟店との契約締結時及び締結締結後に加盟店の営業実態等を調査した結果を記載した書面は、特段の事情がない限り、民事訴訟法220条4号ニ所定の自己専使用文書に該当する。

2 信販会社が加盟店契約を締結するに際し興信所に加盟店の信用調査を依頼し、興信所がその調査の結果を記載した調査報告書は、民事訴訟法197条1項3号所定の「職業の秘密」が記載された文書といえ、同法220条4号ハ所定の秘密文書に該当する。

(26) 東京地判平成12年11月24日判タ1077号282頁

1 英国法人が、顧客の名義で骨董品を買い付け、顧客に対し代金相当額を貸付けた上、骨董品の売主に対し貸金をもって商品代金を支払うと共に商品の運送手続を行うことを業とし、顧客である日本法人と反覆継続して業務を行っていたところ、英国

法人が日本法人に対しこの取引に基づき貸金返還及び運送料等の支払いを求めた事案で、英国法人が日本法人との個別取引契約の中でBIFA標準貿易条項を適用する旨の仕切状及び運送料勘定を作成し送付する一方で日本法人がこの記載に異議を述べずに継続して請求金額を支払ってきたことから、両者間ではBIFA標準貿易条項を適用することについて明示ではないとしても黙示の合意が成立しているとし、さらに、BIFA標準貿易条項31条により英国の裁判所を専属管轄裁判所とする記載があることから、本件では英国に国際的専属的管轄を認め、日本における裁判権を否定し、訴えを却下した事例。

2 応訴管轄が生じるには、当該事件の被告が現実に出廷して弁論又は申述することが必要であり、本案の答弁を記載した答弁書の擬制陳述だけでは応訴管轄は生じないとした事例。

(27) 東京地判平成13年8月31日判タ1076号293頁

先行訴訟が債務不存在確認訴訟である場合に、同一の権利関係について新たに給付訴訟を別途提起することも、民事訴訟法142条において禁止されている重複訴訟に該当する。

#### 【公法】

(28) 最二判平成14年4月12日 最高HP 平成11年（オ）第887号、平成11年（受）第741号 横田基地夜間飛行差止等請求事件

外国国家の主権的行為については、国際慣習法上、民事裁判権が免除される

(29) 最二判平成14年4月5日 最高HP 平成12年（あ）第585号 農地法違反被告事件

農地法（平成10年法律第56号による改正前のもの。以下「法」という。）4条1項は、農地を農地以外のものにするには、原則として都道府県知事等の許可を受けなければならないとし、法5条1項は、農地以外のものにするため農地について権利を設定し、移転するには、原則として都道府県知事等の許可を受けなければならないとしているところ、このような規制の目的は、土地の農業上の効率的な利用を図り、営農条件が良好な農地を確保することによって、農業経営の安定を図るとともに、国土の合理的かつ計画的な利用を図るための他の制度と相まって、土地の農業上の利用と他の利用との利用関係を調整し、農地の環境を保全することにあるから正当であり、前記各条項の定める規制手段が、上記規制目的を達成するために合理性を欠くものではないから、法4条1項、5条1項及びこれらの規定に違反した者に対する罰則である法92条は、憲法29条に違反するものではない。

(30) 最一判平成14年3月28日 最高HP平成9年（行ツ）第159号 建築基準法第59条の2第1項による許可処分等取消請求事件

1 建築基準法（平成4年法律第82号による改正前のもの）59条の2第1項がいわゆる総合設計許可を通して保護しようとしている利益の内容・性質等にかんがみれば、同項は、上記許可に係る建築物の建築が市街地の環境の整備改善に資するようにするとともに、当該建築物に健康を個人個人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むものと解すべきであるから、総合設計許可に係る建築物により日照を阻害される周辺の他の建築物の居住者は、総合設計許可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有する。

2 建築基準法施行令131条の2第2項に基づく認定処分は、都市計画道路が完成して供用が開始されるまでの間、所定の要件を満たす建築物につき当該計画道路をその建築物の前面道路とみなし、その計画道路内の隣地境界線がないものとして（同法施行令135条の3第1項3号）、当該建築物につき隣地斜線制限の適用を解除するものであるから、当該都市計画道路が完成して供用が開始されれば、上記認定処分の取消しを求める訴えの利益は失われるものと解するのが相当である。

#### 【刑事】

(31) 最二判平成13年12月10日判タ1077号178頁

少年法45条4号による「みなし勾留」に際し、裁判官の関与なしに勾留場所が決定されることとなる現在の身柄の取扱は、刑事訴訟法及び同規則並びに少年法の関連規定の解釈として合理性、相当性を有するかにつき疑問がある。

(32) 最二判平成14年3月15日 最高HP平成8年（あ）第267号 業務上横領被告事件

経理部次長たる被告人が取締役経理部長と共謀して、会社の株式買占めに対抗するため、第三者に依頼した買占め妨害工作資金及び報酬に会社の資金を流用した事案において、被告人が、少なくともある段階までは、本件金員の交付は経理部長の権限に基づくものであるか、又は専ら会社のために行う正当な支出であると認識していたのではないかと解する余地があるとして、不法領得の意思を肯定した控訴審判決が、審理不尽、事実誤認の疑いなどにより破棄された事例。

(33) 福岡高判平成11年12月17日判タ1077号182頁

確定死刑囚に対する金銭の差し入れを制限した拘置所長の措置には、裁量権の範囲を逸脱した違法があるとされた事例

(34) 東京地判平成13年3月28日判タ1076号96頁 薬害エイズ帝京大学病院事件第一審無罪判決

1 血友病患者が大学付属病院において血友病治療薬である非加熱濃縮血液凝固因子製剤の投与を受けたところ、同製剤にHIV（ヒト免疫不全ウイルス）が混入していたため、これに感染して、エイズ（後天性免疫不全症候群）を発症して死亡した場合において、同病院内科長等の立場にあった医師の過失責任（業務上過失致死罪）が否定された事例。

2 結果回避義務違反の点については、非加熱製剤を投与することによる治療上の効能、効果と予見することが可能であったエイズとの危険性との比較衡量、非加熱製剤の投与という医療行為とクリオ製剤による治療等という他の選択肢との比較衡量が

問題となる。

3 刑事責任を問われるのは、通常の血友病専門医が本件当時の被告人の立場に置かれれば、およそそのような判断はしないはずであるのに、利益に比して危険の大きい医療行為を選択してしまったような場合である。

---

## 2. 4月の主な成立法令一覧

---

種類 提出回次 番号  
議案件名

- ・衆法 154 7  
豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律
- ・衆法 154 8  
特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律
- ・衆法 154 9  
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律
- ・衆法 154 10  
国立国会図書館法の一部を改正する法律
- ・閣法 151 64  
地方自治法等の一部を改正する法律
- ・閣法 154 2  
平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律
- ・閣法 154 3  
恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律
- ・閣法 154 4  
租税特別措置法等の一部を改正する法律
- ・閣法 154 5  
沖縄振興特別措置法
- ・閣法 154 6  
地方税法の一部を改正する法律
- ・閣法 154 7  
地方交付税法等の一部を改正する法律
- ・閣法 154 8  
裁判所職員定員法の一部を改正する法律
- ・閣法 154 9  
関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律
- ・閣法 154 10  
国立学校設置法の一部を改正する法律
- ・閣法 154 11  
都市再開発法等の一部を改正する法律
- ・閣法 154 12  
都市再生特別措置法
- ・閣法 154 14  
二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法
- ・閣法 154 15  
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律
- ・閣法 154 17  
日本たばこ産業株式会社法の一部を改正する法律
- ・閣法 154 18  
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律
- ・閣法 154 19  
平成十四年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律
- ・閣法 154 28  
自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律
- ・閣法 154 29  
自然公園法の一部を改正する法律

・関法 154 30  
特許法等の一部を改正する法律

・関法 154 31  
弁理士法の一部を改正する法律

・関法 154 39  
特定商取引に関する法律の一部を改正する法律

---

3. 4月の主な発刊書籍一覧（私法部門） ★は後記に解説あり

---

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

・新日本監査法人編著 江見睦生他著 中央経済社 350頁 ¥4500  
株式交換・移転実務ハンドブック

・監査法人トーマツ編 中央経済社 900頁 ¥12000  
株主総会召集通知等の記載実務

・河村・豊泉・河和・蜂須ほか編 商事法務研究会 1017頁 ¥5400  
別冊商事法務249 株主総会想定問答集 平成14年版

・稲葉・江頭・高橋・森本ほか編 商事法務研究会 170頁 ¥3200  
別冊商事法務250 条解・会社法の研究 12 取締役 7

・井上英治 中央大学出版部 224頁 ¥2500  
現代不法行為論 判例と理論

・国際私法学会編 信山社出版 304頁 ¥3500  
国際私法年報 3号

・藤原祥二・秋坂朝則 中央経済社 200頁 ¥2400  
新会計基準をフォロー 金庫株・単元株の制度と実務対応

・中西・牧野・中川著 商事法務研究会 126頁 ¥1500  
新商法対応 平成14年の株主総会実務

・内田・近藤・道垣内・中村・松前ほか編 商事法務研究会 167頁 ¥3200  
別冊NBL67 仲裁法改正の今後の展望

・高桑 昭・道垣内正人編 青林書院 556頁 ¥5600  
新・裁判実務大系3 国際民事訴訟法〔財産法関係〕

・門口正人・須藤典明編 青林書院 448頁 ¥4600  
新・裁判実務大系13 民事保全法

・塩崎 勤・澤野順彦編 青林書院 388頁 ¥4100  
新・裁判実務大系15 不動産鑑定訴訟法 2

・澤口 実 商事法務研究会 158頁 ¥2000  
平成13年改正商法 Q & A 新株予約権の実務

・土岐敦司・辺見紀男・佐藤彰紘 中央経済社 180頁 ¥1600  
平成13年12月改正商法 取締役・監査役改革なるほどQ & A

・あさひ法律事務所編 中央経済社 208頁 ¥1600  
平成13年第3次改正商法 株主代表訴訟の見直しと取締役の責任軽減・監査役機能強化

・菊地 伸・鳥飼重和 商事法務研究会 210頁 ¥2600  
平成14年株主総会徹底対策

・野村秀敏 信山社出版 664頁 ¥16600  
民事訴訟法判例研究

・武久征治・辻本勲男編 法律文化社 220頁 ¥5000  
リスク管理と企業法務 実務と理論からのアプローチ

・川和功子 信山社出版 326頁 ¥8400  
Civil Liability for Defects in Electronic Form

・森田宏樹 有斐閣 350頁 ¥6000  
契約責任の帰責構造

・国友明彦 有斐閣 270頁 ¥6500  
大阪市立大学法学叢書53 国際私法上の当事者利益による性質決定

- ・畠田公明 法律文化社 350頁 ¥7500  
コーポレート・ガバナンスにおける取締役の責任制度
- ・黒沼悦郎 有斐閣 320頁 ¥6400  
神戸法学双書 証券市場の機能と不正取引の規制
- ・大下克信・藤谷定勝編 青林書院 368頁 ¥3400  
青林法律相談16 不動産登記の法律相談
- ・小野昌延・小松陽一郎編 青林書院 556頁 ¥4500  
青林法律相談18 商標の法律相談〔改訂版〕 . . . ★
- ・小野昌延・山上和則編 青林書院 536頁 ¥4300  
青林法律相談19 不正競争の法律相談〔改訂版〕
- ・経済産業省知的財産政策室編著 有斐閣 250頁 ¥2500  
逐条解説不正競争防止法 (平成13年改正版)
- ・須田晟雄・辻 伸行編 信山社出版 704頁 ¥17800  
民法解釈学の展開
- ・石川明編(豊田博昭、安西明子、西川佳代、町村泰貴、宮川聡、安見ゆかり著)  
青林書院 361頁 ¥3200  
青林プロトシシリーズ 民事訴訟法

---

4. 4月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門) ★は後記に解説あり

---

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

- ・初宿正典 成文堂 434頁 ¥3300  
基本判例 憲法25講〔第2版〕
- ・中町 誠・中山慈夫・山中健児編著 中央経済社 228頁 ¥2700  
Q&A労働法実務シリーズ8 派遣・パート・臨時雇用・契約社員
- ・D. ルーパン/住吉 博訳 中央大学出版部 504頁 ¥6000  
日本比較法研究所翻訳叢書46 法律家理論と良き判断力
- ・石川敏行監訳 中央大学出版部 244頁 ¥3000  
日本比較法研究所翻訳叢書47 ヨーロッパ法への道
- ・飛田茂雄 研究社 656頁 ¥4600  
英米法律情報辞典
- ・黒川弘務・坂田吉郎・高木佳子 商事法務研究会 393頁 ¥4000  
Q & A 弁護士法人法 . . . ★
- ・日本税理士会連合会編 坂田純一著 中央経済社 450頁 ¥4000  
実践 税理士法
- ・根岸 哲・杉浦市郎編 法律文化社 332頁 ¥2900  
N J 叢書 経済法〔第3版〕
- ・丹宗暁信・厚谷襄児編 法律文化社 300頁 ¥2900  
現代法双書 新現代経済法入門〔第2版〕
- ・窪田隼人・佐藤 進・河野正輝編 法律文化社 370頁 ¥3300  
現代法双書 新現代社会保障法入門〔第2版〕
- ・城山英明・細野助博編著 中央大学出版部 410頁 ¥2800  
続 中央省庁の政策形成過程 その持続と変容
- ・知的財産研究所編 雄松堂出版 280頁 ¥6000  
バイオテクノロジーの進歩と特許
- ・石部雅亮編 信山社出版 504頁 ¥14800  
比較法学の課題と展望

---

5. 発刊書籍<解説>

---

- ・青林法律相談18 商標の法律相談〔改訂版〕  
青林書院の法律相談シリーズ。平成8年改正までを取り上げた初版の内容に加え、平成11年改正以降の諸改正の内容と実務的問題について取り上げている。  
特に、不正競争防止との関係や商標権の効力、侵害(ドメイン名の問題等)について、最新判例を踏まえた解説が加えられており、商標法改正の概要のみならず、商標を含む知的財産実務の現状についての知識の一助となる構成となっている。

姉妹品の「不正競争の法律相談」も改訂版が出版されている。

・ Q & A 弁護士法人法

4月から施行された弁護士法人制度（弁護士法の一部を改正する法律）の解説書。制度主旨、諸手続から実務に至る様々な問題点を196問に渡って詳細に説明している。基本的に1問1頁で構成されており、読み易い。

第6章の「禁止される行為等」や第10章の「弁護士法人の懲戒等」は、これから弁護士法人化を図る事務所にとって、実務上のガイドラインとして、一読する価値が高い。

巻末に添付されているCD-ROMには、登記申請書や届出書式のモデル書式が収録されており、実際の手続においても有用である。

---

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団  
掲載記事の無断転載を禁じます。